

# 瑞穂町緑の基本計画 (素案)

※令和4年1月末時点での計画の素案です。

皆様から寄せられた意見や、今後実施を予定している  
検討委員会、東京都との協議内容を踏まえ、本素案を  
修正し「瑞穂町緑の基本計画」を策定します。

瑞 穂 町



町長挨拶



# 目次

<b>第1章 緑の基本計画について</b> .....	<b>1</b>
1-1. 緑の基本計画について.....	1
(1) 計画の目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画の目標年次.....	2
(4) 計画の対象区域.....	2
1-2. 緑の基本計画におけるみどりとは.....	3
(1) みどりの意義.....	3
(2) みどりの機能.....	3
(3) 対象とするみどり.....	4
1-3. みどりを取り巻く社会情勢.....	5
(1) 社会情勢の変化・国の取組方針.....	5
(2) 瑞穂町のみどりを取り巻く現状.....	7
<b>第2章 みどりの現状と課題</b> .....	<b>8</b>
2-1. 瑞穂町の概要.....	8
(1) 位置.....	8
(2) 地勢.....	8
(3) 気象.....	9
(4) 人口.....	9
(5) 土地利用.....	10
(6) 市街地整備.....	11
2-2. 瑞穂町のみどりの現状.....	12
(1) みどり率.....	12
(2) 施設緑地.....	14
(3) 地域制緑地.....	17
(4) 自然・生態系.....	20
(5) みどりに関する主な文化財.....	21
(6) みどりに関する主な活動.....	21
(7) 町民意向.....	22
2-3. 前計画の進捗状況.....	24
2-4. みどりに関する課題.....	27
(1) 自然環境に関する課題.....	27
(2) レクリエーションに関する課題.....	28

(3) 防災に関する課題 .....	29
(4) 景観に関する課題 .....	30
(5) 生物多様性に関する課題.....	31
<b>第3章 みどりの将来像と目標.....</b>	<b>32</b>
3-1. みどりの将来像.....	32
3-2. みどりの将来構造 .....	33
(1) みどりの配置方針 .....	33
(2) みどりの将来構造 .....	34
3-3. みどりの基本方針 .....	35
3-4. 計画の目標 .....	36
<b>第4章 将来像実現のための取組 .....</b>	<b>37</b>
4-1. 施策の体系 .....	37
4-2. 施策の内容 .....	39
基本方針1 みどりをつくる .....	39
基本方針2 みどりをまもり、いかす.....	41
基本方針3 みどりをつなげる.....	47
基本方針4 みどりをふやす .....	49
基本方針5 みどりを広げるしくみを整える.....	52
4-3. 都市公園の整備・管理の方針 .....	56
(1) 整備の方針 .....	56
(2) 管理の方針 .....	57
4-4. 緑化重点地区・保全配慮地区 .....	58
(1) 緑化重点地区.....	58
(2) 保全配慮地区.....	61
<b>第5章 計画の実現に向けて .....</b>	<b>62</b>
5-1. 推進体制.....	62
5-2. 進捗管理.....	63
<b>資料編 .....</b>	<b>64</b>
1. 策定経過 .....	64
2. 用語解説 .....	68

※本文中の注釈「\*」について、用語を解説しています。



# 第 1 章 緑の基本計画について

## 1 - 1. 緑の基本計画について

### (1) 計画の目的

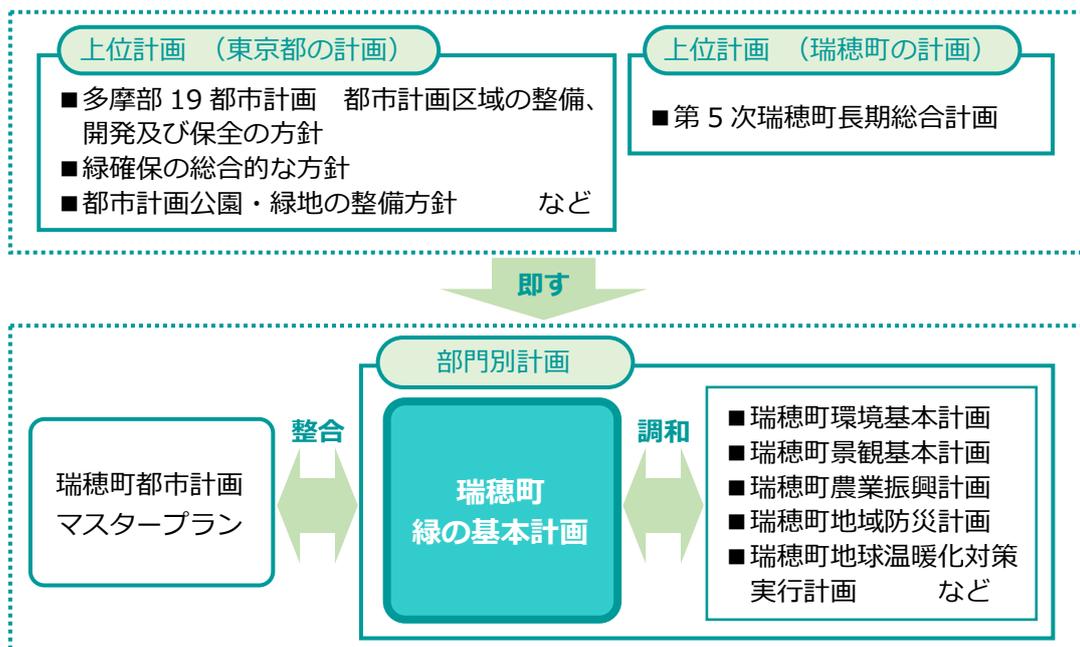
第 5 次瑞穂町長期総合計画に定める将来都市像

「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」

を実現するため、緑地の保全および緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するためのもので、みどりあふれる個性豊かなまちづくりの推進をはかることを目的としています。

### (2) 計画の位置づけ

「瑞穂町緑の基本計画」は、「瑞穂町都市計画マスタープラン」の中で、公園整備と緑の保全創出に該当する部分の部門計画としての性格をもつものであり、今後の町のみどりに関する諸施策のもっとも基本となるものです。「瑞穂町長期総合計画」、「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を上位計画とし、「瑞穂町都市計画マスタープラン」との整合、その他関連計画との調和をはかります。

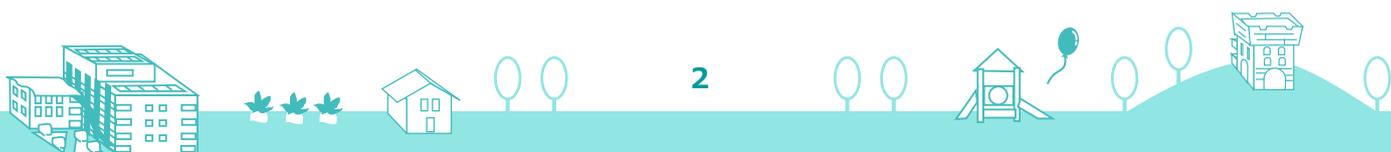


### (3) 計画の目標年次

計画の目標年次は、上位計画である瑞穂町都市計画マスタープランとの整合をはかるため、**概ね 20 年後の令和 22 年度 (2040 年度)** とします。なお、今後の社会情勢の変化等への対応をはかるため、中間年次である令和 12 年度に計画の見直しを行うこととします。

### (4) 計画の対象区域

対象区域は、瑞穂町全域とします。



## 1-2. 緑の基本計画におけるみどりとは

### (1) みどりの意義

瑞穂町には、狭山丘陵や平地林または農地などといった多くのみどりが残されています。

みどりは、世代を越えた生活のゆとり、やすらぎやレクリエーションの場として、また、良好な景観形成、防災上や環境保全上の観点から広く公園・緑道など様々な効果が期待されています。

このように「みどり」は町民生活に密着したものであり、新たなみどりの創出に努め、将来に渡って保全していく必要があるといえます。

### (2) みどりの機能

都市におけるみどりは、都市のオープンスペースとして、環境保全の機能をはじめレクリエーションや防災など、大きく5つの機能を有しています。



#### 環境保全機能

みどりは、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象\*等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能をもっており、人と自然が共生する都市環境を支えています。



#### レクリエーション機能

公園や広場は、スポーツ活動の場などといった町民の交流と憩いの場となっています。また、樹林地や河川等の水辺は、自然とのふれあいの場として活用され、近年においては町民農園\*などとして活用されています。



#### 防災・減災機能

農地などのみどりや公園などのオープンスペースは、避難場所や避難路、火災延焼の防止などに有効であり、<sup>がいせん</sup>崖線の樹林は崖崩れを防止する効果があります。また、みどりは雨水の浸透貯留・涵養機能を有しているほか、ブロック塀を生垣に変更することで、地震時の倒壊による危険性を軽減するなど都市の安全性を高め、防災・減災の効果があります。





### 景観形成機能

みどりは、地域の気候・風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観の創出に寄与し、次代を担う子どもたちの感受性を育み、人々の生活にゆとりと潤いをもたらしています。



### 生物多様性確保機能

都市内の樹林地や河川等の水辺は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、生物多様性\*の機能維持に重要な役割を果たしています。

## (3) 対象とするみどり

公有地・民有地を問わず町内を包み・彩るすべてのみどりを本計画の対象とします。

なお、本計画では水辺空間や緑地を含み、計画対象を総称する言葉として「みどり」（ひらがな）と表現しています。

- ・ 瑞穂町を象徴する狭山丘陵や平地林、農地
- ・ 残堀川、狭山池などの水辺空間
- ・ 町民が親しむ公園・緑地や広場
- ・ 住宅地や沿道の良好な景観を創り出す生垣やそれらに連なる宅地内の樹木
- ・ 街路樹や歩道を潤す草花 など



## 1-3. みどりを取り巻く社会情勢

### (1) 社会情勢の変化・国の取組方針

近年、我が国では急激な人口減少や少子高齢化の進行、頻発する風水害・大規模地震などの自然災害等により、国民の生活様式の変化やニーズの多様化など、社会情勢が大きく変化してきています。

#### ① 公園や緑地のあり方の変化

公園や緑地に関する動向では、平成 29 年に都市緑地法や都市公園法等が改正されました。

改正法では、Park-PFI\*等によって公園への民間活力の導入のほか、緑やオープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実したことで、これまでの新たな公園・緑地の創出を目指す方針から、既存の公園の維持管理の充実や緑地の保全・活用へと方針が転換されてきています。

こうした情勢の変化に伴い、市町村が策定する緑の基本計画では、都市公園の管理の方針を定めるとともに、都市農地をまちなかのみどりとして位置づけるようになりました。

#### ② 多様な生態系の息づくみどりの保全

現在、生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まり、我が国を含む世界各国で様々な取組が進められ、都市における生物多様性に対しても注目が高まっています。都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化（エコロジカル・ネットワークの形成）を計画的に推進するため、緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることとなりました。（国では、平成 30 年 4 月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定）

### エコロジカル・ネットワーク

瑞穂町には、様々な「生きもの」の生息の場となっている森林や屋敷林、農地、公園、水辺など、大小様々な生息拠点（コアエリア）があります。その生息拠点が点在している状況では、餌を十分に得られなかったり、繁殖する場所が限られてしまいます。

そのため、「生きもの」の生息拠点を小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、移動できるようにすることで（生態的回廊またはコリドー）、「生きもの」がより生息しやすい状況となります。このような、生物の移動が可能となるようにつながれた状態の生息地のネットワークを、エコロジカル・ネットワークといいます。



出典：「人と自然との美しい共生 エコロジカル・ネットワーク」  
(国土交通省平成 16 年 3 月)



### ③ 持続可能な社会の実現に寄与するみどりの役割

平成 27 年の国連サミットで採択された国際目標である S D G s（持続可能な開発目標）への取組のほか、ヒートアイランド現象や近年頻発している異常気象によって引き起こされる土砂崩れ等の自然災害に対し、自然環境がもつ多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりの一助となるグリーンインフラへの取組が注目されています。

また、近年の新たな脅威である新型コロナウイルス感染症\*の感染拡大により、ステイホームによる運動不足やストレスなどの解消に向け、公園や自然の中でのアクティビティなど屋外の活動が見直されています。

#### SDGs

持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、**令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標**です。これは、**17 のゴールと 169 のターゲット**から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。



出典：SDGs の概要及び達成に向けた日本の取組（外務省 HP）

#### グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、**自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組**のことです。

雨水の貯蓄・浸透による防災・減災のための透水性舗装や芝生広場、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制や良好な景観形成のための屋上緑化、壁面緑化などがグリーンインフラの要素となっています。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：【導入編】なぜ、いまグリーンインフラなのか（国土交通省 HP）



## (2) 瑞穂町のみどりを取り巻く現状

瑞穂町は、狭山丘陵の裾野に市街地が形成され、緑豊かな自然環境が残されているほか、町北部には平地林や東京狭山茶の茶畑が広がるなど、暮らしの中で緑を身近に感じることができる環境が形成されています。

土地利用をみると、畑や樹園地等の農地、林野などの自然的土地利用が4割弱、商業用地や住宅用地など都市的土地利用が6割強となっています。

市街地においては、土地区画整理事業\*が1地区で整備済みで、2地区が事業中、1地区で準備中となっており、市街化区域\*の拡大とあわせた新たなまちづくりが進められています。

一方で、瑞穂町では将来的に人口の減少と少子高齢化へ転じることが推計されている中で、みどりのあり方や活用・管理方法についても町の情勢に沿ったものに転換していくことが求められます。こうした町の現状を踏まえ、町民が良好なみどりを身近に感じ、みどり豊かな環境の中で快適な暮らしを実現・継続していくため、新たなみどりの将来像の実現に向けた施策に取り組んでいく必要があります。



# 第2章 みどりの現状と課題

## 2-1. 瑞穂町の概要

### (1) 位置



<位置図>

東京都心から約 40km の位置にあり、町域は東西に約 5.8km、南北に約 6.1km、面積は 16.85 ㎢です。東は武蔵村山市、埼玉県所沢市、西は青梅市、羽村市、南は福生市、北は埼玉県入間市に接しています。

瑞穂町は狭山丘陵の裾野に市街地が形成されたベッドタウンである一方、みどり豊かな自然環境が残るエリアです。町の南部には横田基地が広がり、中心部から北側には、都内随一の生産量を誇る東京狭山茶の茶畑が広がっています。また、北東部の自然豊かな狭山丘陵は都立野山北・六道山公園として保全されています。

### (2) 地勢

瑞穂町は自然豊かな狭山丘陵と武蔵野台地上に位置しています。

狭山丘陵は、かつて多摩丘陵に続いていたものが、古多摩川によって浸食、分離されたものです。遠くから見ると平坦に見えますが、小さな侵食谷\*が無数に発達し、起伏に富んだ地形が自然の多様性を育んでいます。

地質は古多摩川の扇状地で、武蔵野台地は全域が関東ローム層に覆われており、その土壌は主に黒ボク土壌が分布し、谷部には黒ボクグライ土壌が分布します。



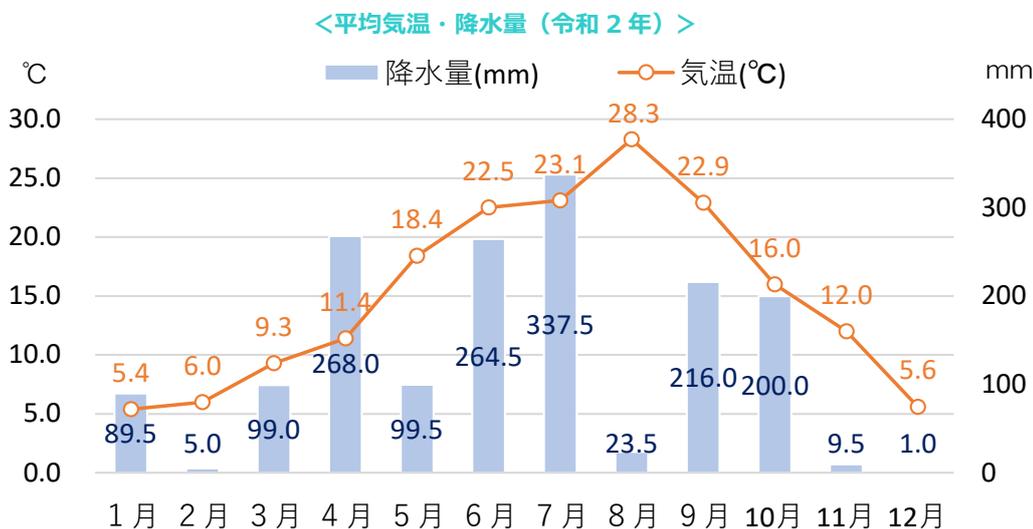
<地形分類図>

出典：土地分類調査、国土数値情報等をもとに作成



### (3) 気象

青梅観測所のデータによると、令和2年の平均気温は15.1℃と比較的温暖的な気候で、8月が最も高く、1月が最も低くなります。同年の年間降水量は1,613mmで、7月が最も多くなっています。



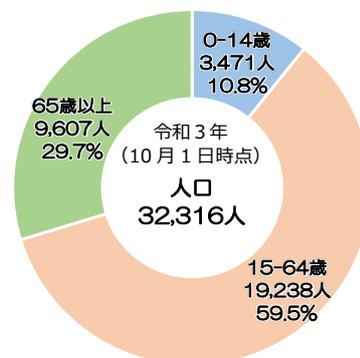
出典：気象庁 HP 青梅観測所データ

### (4) 人口

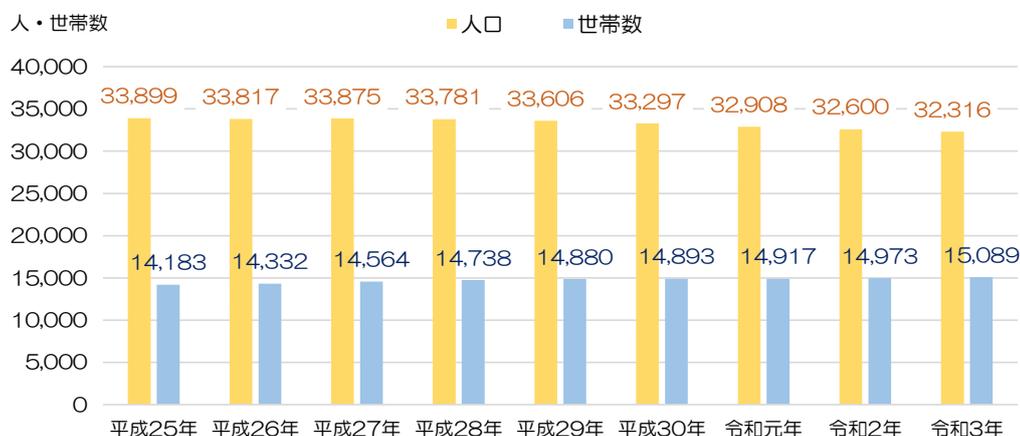
瑞穂町の人口は令和3年10月1日時点で32,316人、世帯数は15,089世帯となっており、人口は平成25年以降微減しているものの、世帯数は増加傾向となっており、単身世帯の増加がうかがえます。

年齢構成は、年少人口(0~14歳)が10.8%、生産年齢人口(15~64歳)が59.5%、老年人口(65歳以上)が29.7%となっています。

<年齢構成(令和3年)>



<人口・世帯数の推移>



出典：住民基本台帳(各年10月1日時点)



## (5) 土地利用

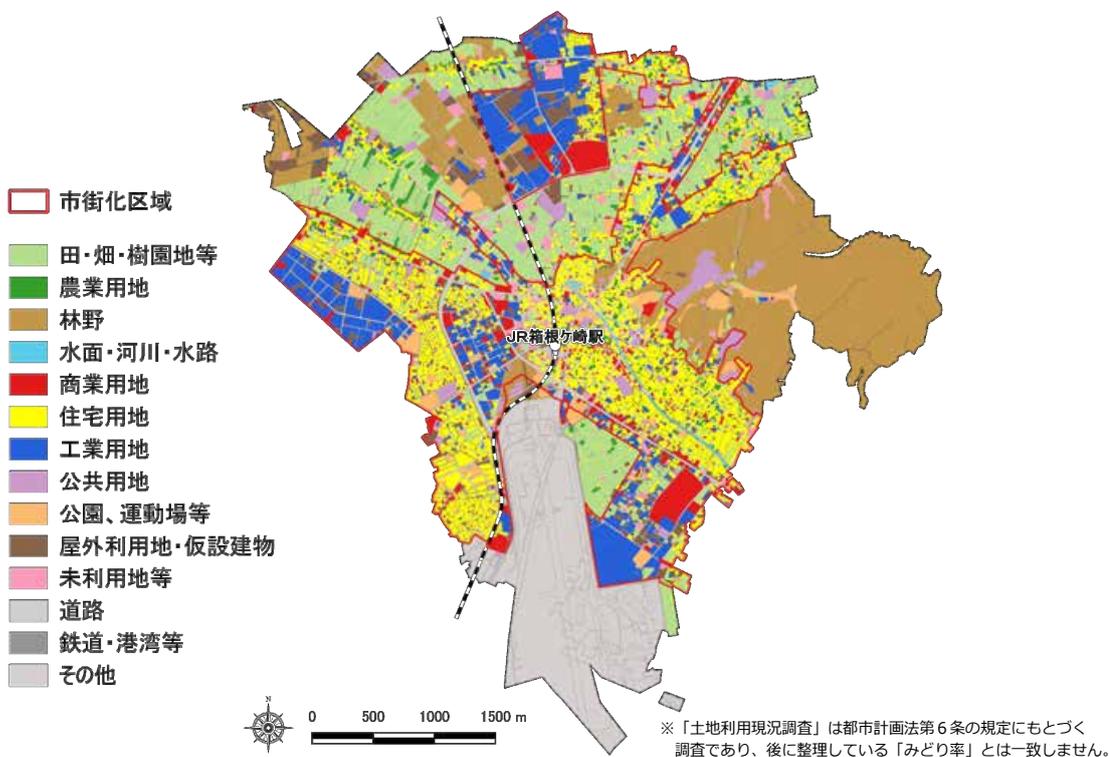
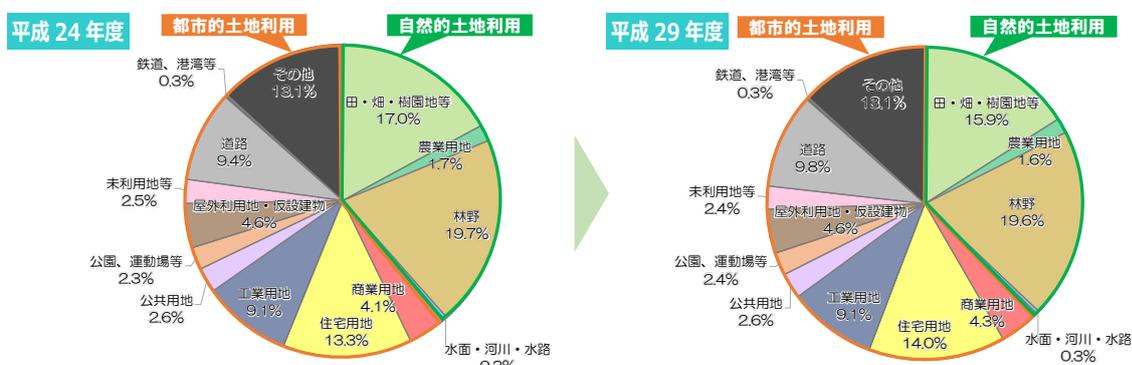
平成 29 年度土地利用現況調査によると、瑞穂町の土地利用は、「田・畑・樹園地等」、「林野」などの自然的土地利用が 37.4%、「商業用地」、「住宅用地」などの都市的土地利用が 62.6%となっています。

市街化区域内は「住宅用地」「工業用地」が多くを占めていますが、新青梅街道南部や元狭山地区の狭山丘陵縁辺部などでは、「田・畑・樹園地等」の分布がみられます。

市街化調整区域\*内では、幹線道路沿道に「住宅用地」が並んでいるものの、その後背地には「田・畑・樹園地等」や「林野」が広がっています。

平成 24 年度と比較すると、「田・畑・樹園地等」が減少傾向にあるのに対し、「住宅用地」や「道路用地」、「公園、運動場等」は増加傾向となっています。

<土地利用の推移（平成 24 年→平成 29 年）>



<土地利用現況図（平成 29 年）>

出典：多摩部土地利用現況調査（平成 24・29 年）



## (6) 市街地整備

現在、瑞穂町の44.4% (747ha) が市街化区域、55.6% (936ha) が市街化調整区域に指定されています。

市街地整備の状況としては、土地区画整理事業が1地区で整備済み、2地区で事業中、1地区で準備中、2地区で計画中となっています。また、土地区画整理事業準備中の1地区のほか、整備構想段階にある2地区において、市街化調整区域から市街化区域への編入を目指しています。

<市街地整備の状況>

整備状況	地区	面積	備考
完了	西部地区	約 177ha	平成 4 年 3 月 31 日換地処分
事業中	箱根ヶ崎駅西地区	約 27ha	
	殿ヶ谷地区	約 39ha	
準備中	栗原地区	約 51ha	土地区画整理組合設立準備会結成 (平成 18 年)
構想中	西平地区	約 33ha	
	武蔵地区	約 29ha	



<市街地整備の状況図>

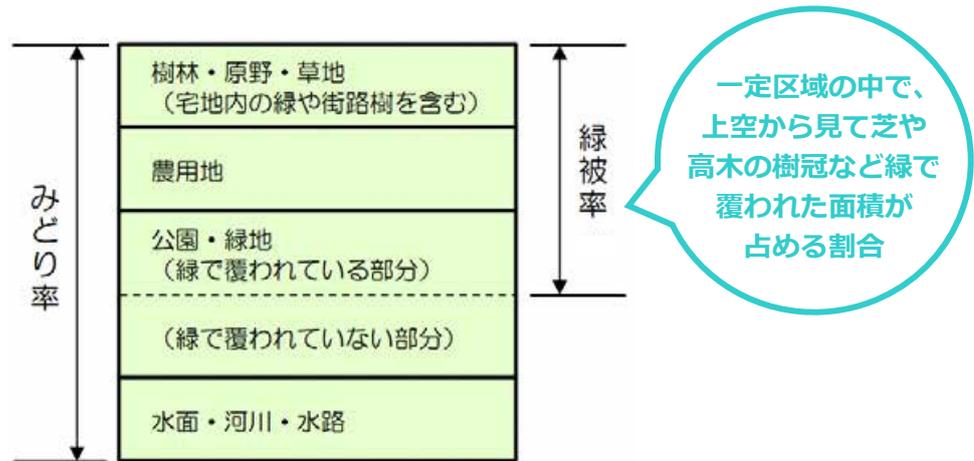


## 2-2. 瑞穂町のみどりの現状

### (1) みどり率

東京都ではみどりの現状および推移を把握し、今後の施策の参考とするため、5年ごとに東京都本土部を対象に「みどり率」の調査を実施しています。

「みどり率」とは、樹林などの緑が地表を覆う部分に加えて、レクリエーションや景観形成など“みどりの機能”を担っている公園区域や水面などを加えた面積が、地域全体に占める割合を示しています。



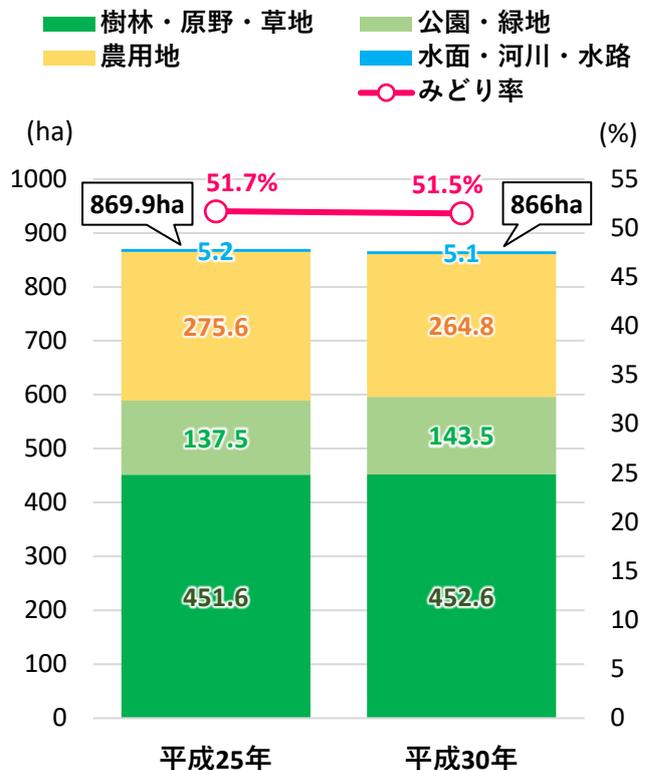
出典：東京が新たに進めるみどりの取組（令和元年5月）

#### <みどり率の状況>

平成30年における瑞穂町のみどり率は51.5%、市街化区域では21.9%、市街化調整区域では75.1%となっています。

「みどり」の主な内訳は、宅地内の緑や街路樹のほか、狭山丘陵や横田基地などの規模の大きなものを含んだ「樹林・原野・草地」が過半数を占めており、次に「農用地」、「公園・緑地」の順に多く分布しています。

また、前回調査（平成25年）のみどり率は51.7%となっており、5年間で0.2ポイント低下しました。



出典：東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータをもとに集計





※「みどり率」は近赤外線画像を用いて緑の抽出を行っているもので、前に整理している「土地利用現況調査」とは一致しません。

<みどりの現況図 (平成 30 年) >

出典：東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータより作成

地区別（都市計画マスタープランにおける区分）のみどり率をみると、狭山丘陵を含む東部地区が 64.1%と最も高く、住宅・工業用地が広がる西部地区が 39.2%と低くなっています。

平成 25 年から平成 30 年の推移をみると、西部地区の減少幅が最も多くなっています。内訳としては、各地区ともに公園・緑地は増加傾向にあるものの、全ての地区において農用地の減少がみられます。



<地区別のみどり率>

(ha)	中心地区		東部地区		西部地区		北部地区		横田基地	
	平成 25 年	平成 30 年								
公園・緑地	17.2	18.3	68.6	72.3	9.8	10.8	42	42.2	0	0
農用地	55.4	54.3	44.3	41.2	82.7	79.5	93.2	89.8	0.2	0.1
水面・河川・水路	2.4	2.3	1.8	1.8	0	0	1.1	1.1	0	0
樹林・原野・草地	32.0	33.6	139.7	139.9	71.6	70.2	74.4	75.2	134.1	133.8
合計	107.0	108.5	254.3	255.1	164.1	160.5	210.7	208.3	134.3	133.9
みどり率	44.3%	44.9%	64.0%	64.2%	40.1%	39.2%	51.4%	50.9%	64.0%	63.8%



## (2) 施設緑地

施設緑地とは、都市公園のほか、児童遊園\*や街路樹等の公共施設緑地、ゴルフ場等の民間施設緑地、市民緑地\*等の準公共的施設緑地をいいます。

瑞穂町における施設緑地の現況は、以下の通りです。

### ① 公園

令和3年度時点の都市公園等は56か所、整備面積は121.2ha、人口一人当たりの都市公園面積は5.6㎡/人（令和3年10月時点（人口：32,316人））となっています。

一人当たりの公園面積は人口減少に伴い全国的に増加傾向にあり、今後は公園面積の確保だけでなく、ストックの管理や質の向上といった視点が必要となってきます。

街区公園の多くが北部・西部地区に位置しており、東部地区にはポケットパーク\*が多く整備されています。

<公園・緑地の状況>

緑地種別		令和3年度	
		箇所数	面積
住区基幹公園	街区公園	39	5.58 ha
	近隣公園	3	4.11 ha
	地区公園	1	1.16 ha
広域公園（野山北・六道山公園）		1	104.7 ha (町管轄0.66ha)
都市計画緑地・都市緑地		12	5.67 ha
都市公園 計		56	121.2 ha
その他の公園・緑地(ポケットパーク等)		－	0.93 ha
計		56	122.1 ha
住民一人当たり面積		5.6 ㎡/人 ※都立野山北・六道山公園の町内開園面積全域を含めた場合 37.8 ㎡/人	

※一人当たりの面積は、「瑞穂町都市公園条例」に基づき、町が設置する公園を対象として算出している。  
出典：公園台帳



<主な都市公園の配置標準>

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	街区に居住する人が利用することを主な目的とする公園で、敷地面積 0.25ha を標準として配置します。
	近隣公園	近隣に居住する人が利用することを主な目的とする公園で、敷地面積 2ha を標準として配置します。
	地区公園	徒歩圏内に居住する人が利用することを主な目的とする公園で、敷地面積 4ha を標準として配置します。
広域公園		一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを主な目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに配置します。

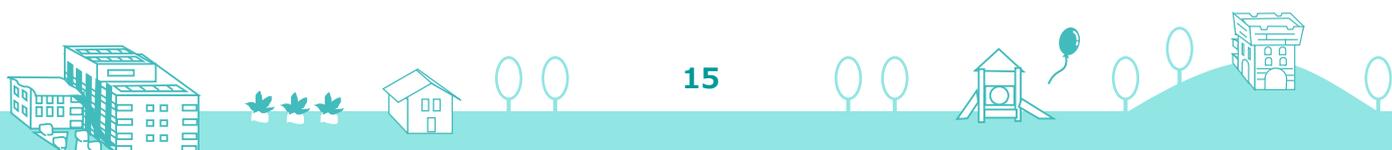
② その他

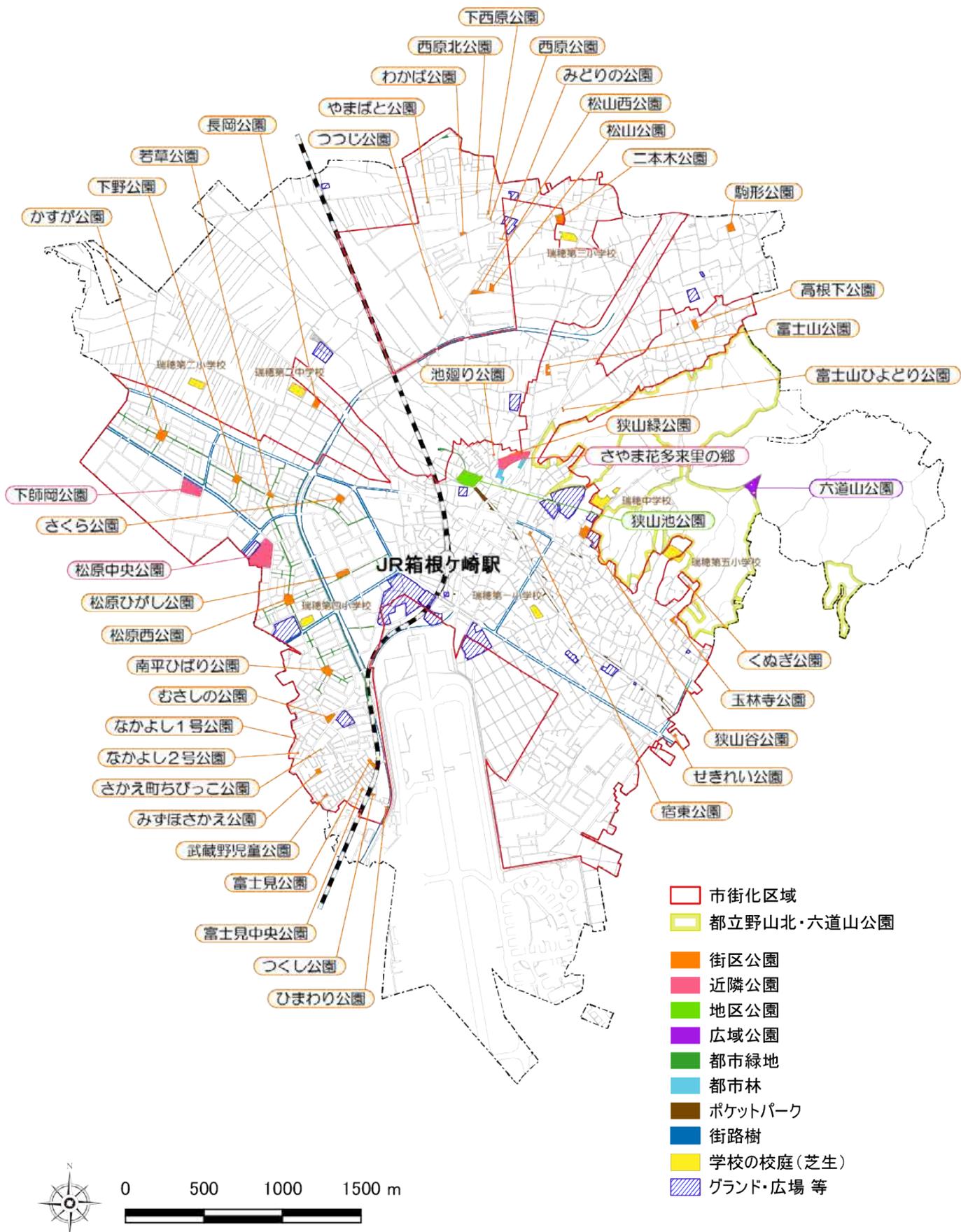
町内の道路は、道路総延長 243,588m に対し、街路樹を中心に道路緑化の延長は 13,933m であり、全体の 5.7% で緑化が進んでいます。道路種別にみると、国道 16 号は 81.7%、都道 7 路線は 30.2%、町道は 1.6% の緑化延長率であり、町道の緑化延長率が低い水準にあります。

<道路の緑化状況（令和 3 年）>

道路種別	道路延長 (m)	緑化延長 (m)	緑化延長率 (%)
国 道	5,725	4,680	81.7
都 道	18,750	5,670	30.2
町 道	219,113	3,583	1.6
合 計	243,588	13,933	5.7

※緑化延長は街路樹（高木）のある区間の延長  
出典：瑞穂町





<施設緑地 (令和3年)>

出典：公園台帳・土地利用現況調査・みどりシェープデータ・航空写真等をもとに作成



### (3) 地域制緑地

地域制緑地とは、法や条例等にもとづき保全されている自然公園、河川区域、特別緑地保全地区\*、緑地保全地域\*、風致地区等をいいます。

瑞穂町における地域制緑地の現況は、以下の通りです。

#### ① 法や条例などにもとづくみどり

瑞穂町に位置する狭山丘陵地一帯は、首都圏近郊緑地保全法による狭山近郊緑地保全区域および都立狭山自然公園に指定されています。

また、町内の美観風致を維持するための樹木および樹林地の保存を目的として「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例」を定め、保存樹林地・保存樹木・保存屋敷林を指定しています。

#### <法にもとづくみどり>

	令和3年10月現在
河川区域（河川法）	4.57ha
地域森林計画対象民有林（森林法）	273.71ha
保安林（森林法）	0.21ha
自然公園（自然公園法）	240.29ha
近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法等）	265.60ha

#### <瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例にもとづくみどり>

	令和3年10月現在	
	か所数	面積
保存樹林地	28	13.24ha
保存樹木	30	—
保存屋敷林	16	—



## ② 農地

瑞穂町の農地面積は、令和元年では 288.3ha であり、うち市街化区域内農地が 46.9ha (16.3%)、市街化調整区域農地が 241.4ha (83.7%) となっています。

平成 29 年と比較すると、市街化区域内農地面積の割合が減っており、まちなかのみどりが減少していることがうかがえます。

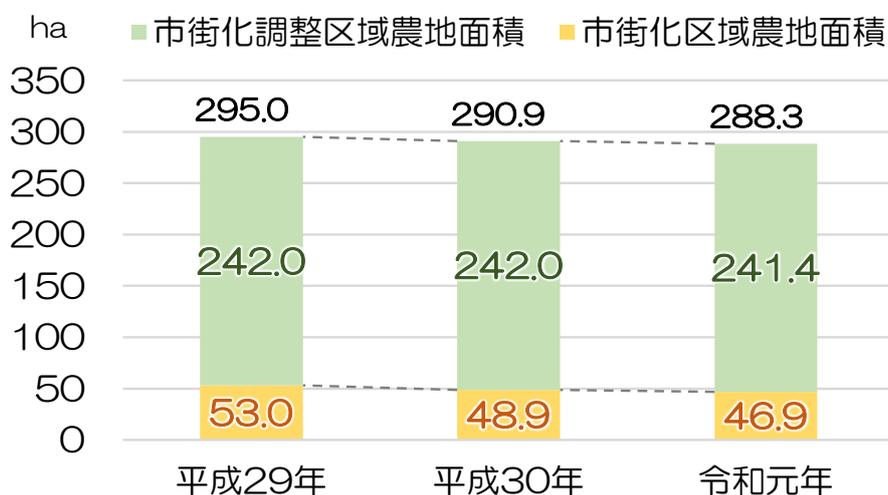
主な農産物は東京狭山茶（栽培面積東京都第 1 位）およびシクラメンです。

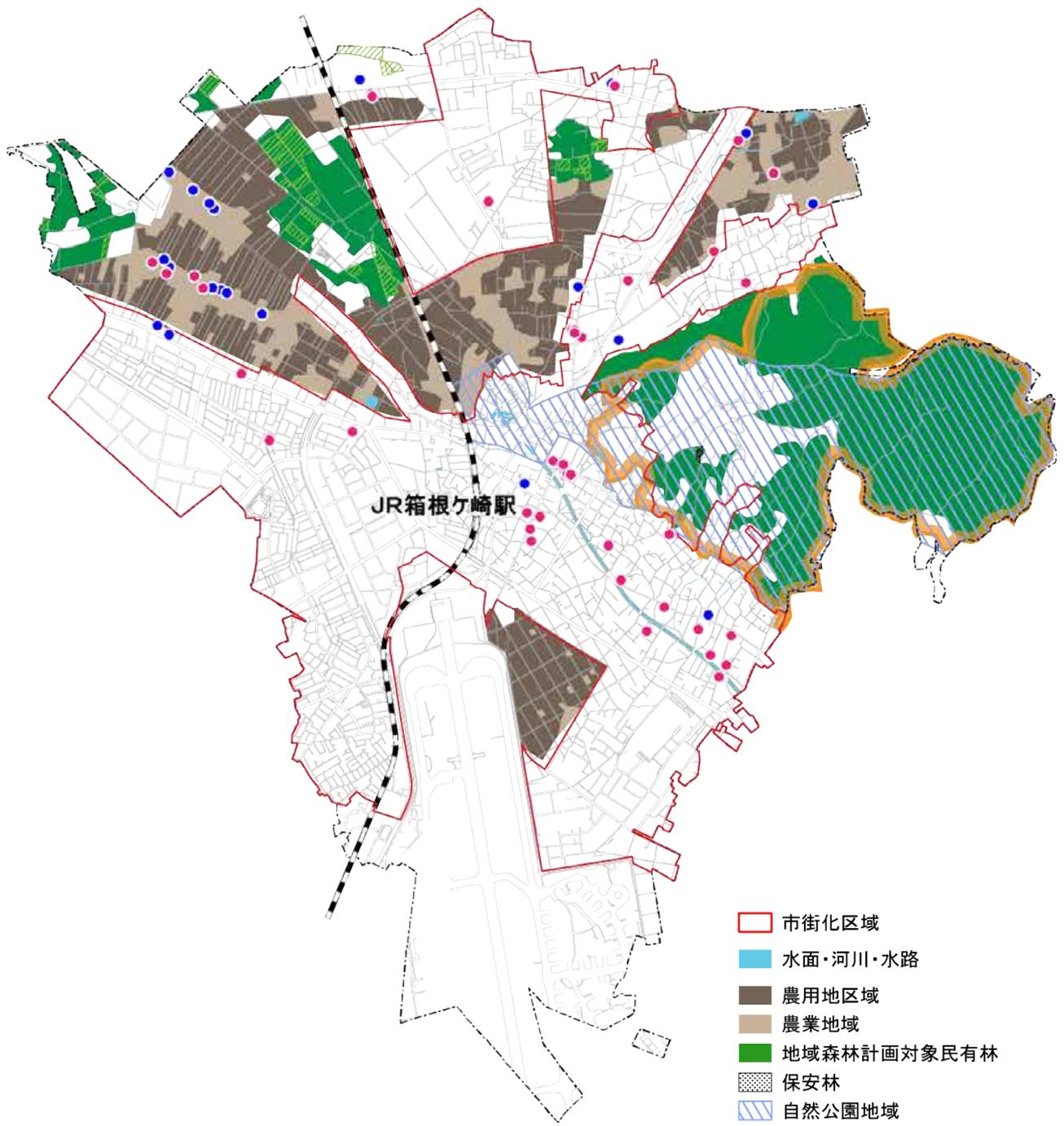
長岡長谷部地区では、岩蔵街道沿道にシクラメン農家が立ち並び、「シクラメン街道」とも呼ばれています。また、元狭山地区も含め美しい景観を形成する茶畑が広がっています。

＜農地面積の推移＞

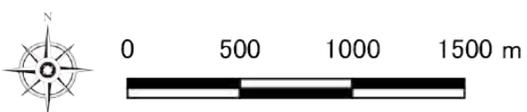
年次	項目	農地面積	農地面積の内訳		農業振興地域 農用地区域面積
			市街化区域	市街化 調整区域	
令和元年	実数(ha)	288.3	46.9	241.4	189.5
	構成比(%)	100.0	16.3	83.7	65.7
平成 30 年	実数(ha)	290.9	48.9	242.0	189.5
	構成比(%)	100.0	16.8	83.2	65.1
平成 29 年	実数(ha)	295.0	53.0	242.0	189.5
	構成比(%)	100.0	18.0	82.0	64.2

出典：瑞穂町農業振興計画（令和 3 年 3 月）





- 市街化区域
- 水面・河川・水路
- 農用地区域
- 農業地域
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 近郊緑地保全区域
- 保存樹林地
- 保存樹木
- 保存屋敷林



<地域制緑地（令和3年）>

出典：公園台帳・土地利用現況調査・みどりシェーブデータ・国土数値情報等をもとに作成  
 ※農業地域：農用地として利用すべき土地があり、総合的に農地の振興をはかる必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域。

## (4) 自然・生態系

### ① 植物相・植生

植物相は、大きく狭山丘陵、屋敷林、樹林地でみることができ、狭山丘陵では照葉樹林帯（常緑広葉樹林帯）と夏緑林帯（落葉広葉樹林帯）の両方の生育、屋敷林では長岡長谷部地区を中心にヒノキやケヤキ、スギ等の樹木、樹林地では神社の鎮守の森を中心にコナラやヒノキ、アカマツ等の樹木が生育しています。

また、植物は、狭山丘陵に生育するカタクリやニリンソウなどのほか外来種\*を含めた草本類が 63 科 373 種、ウグイスカグラやヤマツツジ、ツクバネウツギなどの木本類が 39 科 79 種生育しています。

出典：武蔵村山自然に学ぶ会



<ニリンソウ>



<カタクリ>

### ② 生物

ほ乳類はホンドタヌキ等の 11 科 17 種、は虫類はトカゲ目を中心に 5 科 10 種、両生類はトウキョウサンショウウオ等の 6 科 10 種、昆虫類はチョウ目やナナフシ目、コウチュウ目等の 178 科 705 種、鳥類ではキビタキやオオタカ、メジロ等の 41 科 140 種の生息が確認されています。

出典：武蔵村山自然に学ぶ会

### ③ 河川・水辺環境

町内には残堀川と不老川の 2 水系がみられ、この 2 河川の支流として峰田川や滝田川、高根川など町管理の 12 河川が水辺環境を形成しています。これらの河川は石積み護岸が主流でしたが、近年は河川の拡幅等の整備に伴い護岸、河床ともにコンクリート化や一部が暗渠化しています。また、町中央部に位置する狭山池は約 1.2ha の水面をもつ町で唯一の親水公園として町民に親しまれています。



<残堀川>



<狭山池>



## (5) みどりに関する主な文化財

瑞穂町には、都指定有形民俗文化財が紙本着色観心十界図の1件、町指定有形文化財が5件、町指定旧跡が加藤塚跡地の1件、町指定天然記念物が5件、町指定有形民俗文化財が4件、町指定無形民俗文化財が2件、合計18件が都や町によって文化財に指定されています。



<五輪様柿の木>

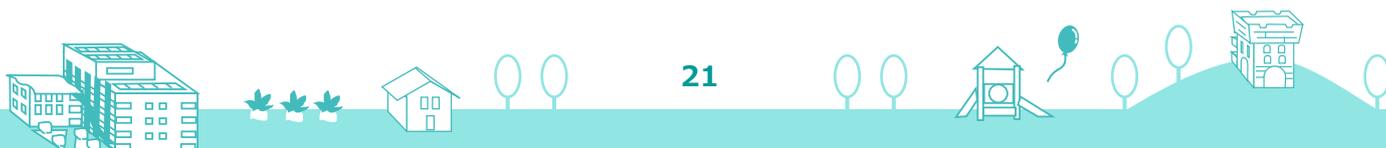
## (6) みどりに関する主な活動

瑞穂町では、町民へ自然環境に関する様々な啓発事業や自然にふれあう機会を創出する「みんなで考え、みんなで行動するまち」を目指しています。公園ボランティアについては、令和3年は個人による活動48人、法人3団体・35人、町民団体5団体・228人が活動していますが、団体数、参加者数は減少傾向にあります。町でも、みどりの保全や創出活動への町民の参加に向け、講演会や企画展等のほか、自然や町について学ぶ学習や自然体験を通じた啓発活動に取り組んでいます。

<過去5年間の公園ボランティアの推移>

年	個人	法人		町民団体		合計	
		法人数	人数	団体数	人数	団体等	人数
令和3年	48	3	35	5	228	8	311
令和2年	49	3	35	5	228	8	312
平成31年	50	4	45	5	228	9	323
平成30年	46	4	45	5	228	9	319
平成29年	52	4	45	5	228	9	325

※数値は、各年の3月31日現在



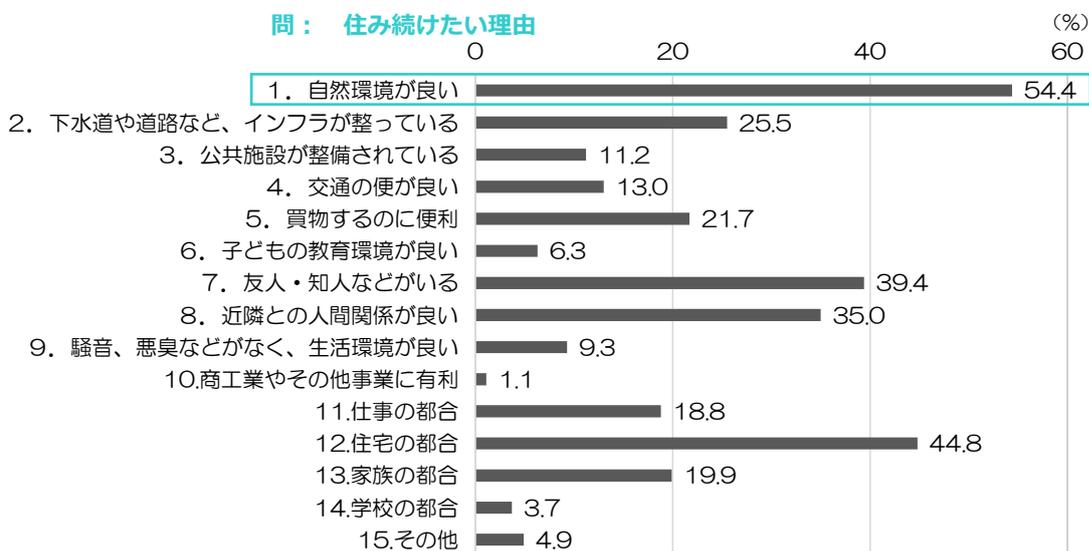
## (7) 町民意向

### ① 第5次瑞穂町長期総合計画策定に係る住民意識調査（令和元年8～9月実施）

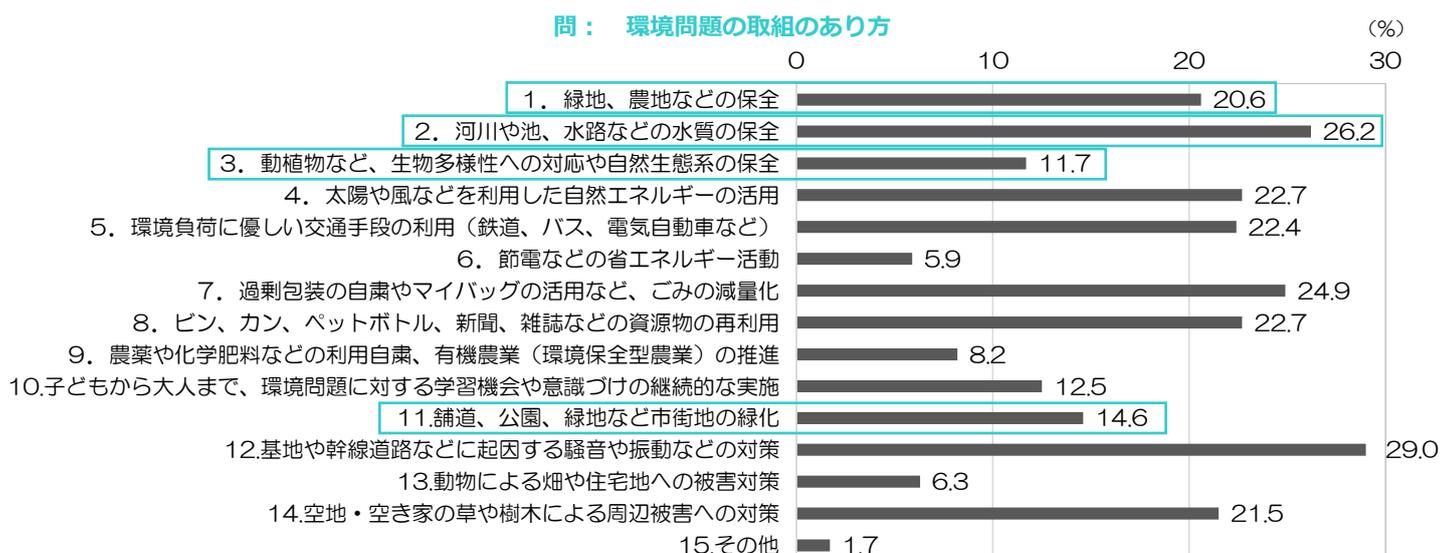
『町に住み続けたい理由』の問いに対し、「自然環境が良い」が54.4%で最も多くの回答がありました。

また、『環境問題の取組のあり方』の問いに対し、「河川や池、水路などの水質の保全」(26.2%)、「緑地、農地などの保全」(20.6%)、「歩道、公園、緑地など市街地の緑化」(14.6%)、「動植物など、生物多様性への対応や自然生態系の保全」(11.7%)への回答がみられるなど、町民の緑化や自然環境への意識の高さがうかがえます。

問： 住み続けたい理由



問： 環境問題の取組のあり方

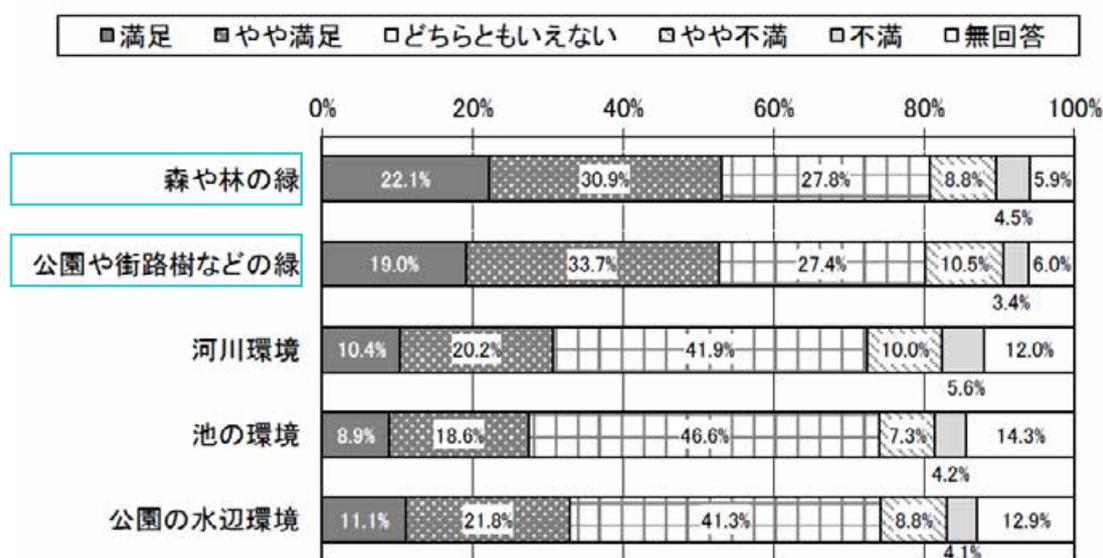


## ② 環境に関する意識調査（町民調査）（平成 30 年 8 月実施）

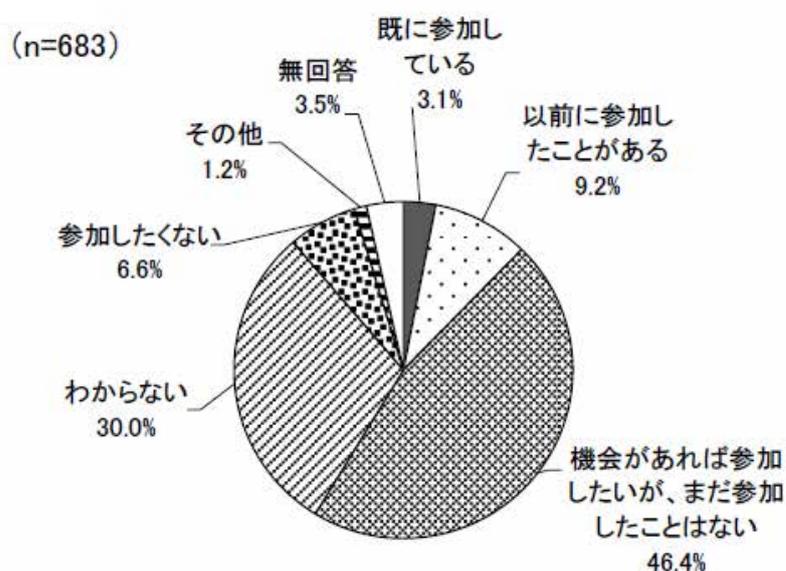
『家の周りの緑・水辺の満足度』の問いに対し、「森や林の緑」が計 53.0%、「公園や街路樹などの緑」が計 52.7%で満足、やや満足への回答がありました。

また、『環境保全の取組への参加』の問いに対し、「既に参加している」と「以前に参加した」が計 12.3%ですが、「まだ参加していないが、機会があれば参加したい」が 46.4%の回答がありました。参加の経験者は少ないものの、約半数の回答者が参加に意欲的であることがうかがえます。

問： 家の周りの緑・水辺の満足度



問： 環境保全の取組（学習会などの活動）への参加



## 2-3. 前計画の進捗状況

前計画（平成 11 年策定）で定めている『みどりの目標』に対する進捗状況を整理します。

### ① 緑地確保目標

都市公園やその他の宅地開発により設置された公園・緑地および自然公園など法律や条例にもとづいて地域・地区を保全する緑地等について、前計画では令和 2 年までに町全域の 48% の確保を目標としていました。

前計画策定時（平成 9 年統計）	前計画で設定した令和 2 年の目標	現状値（令和 3 年 10 月）
都市計画区域面積に対し、 <b>約 776ha 46%</b>	都市計画区域面積に対し、 おおむね <b>809ha 48%</b>	都市計画区域面積に対し、 <b>約 789ha 47%</b>

※みどりの分類・計上方法などの設定条件が異なるため、単純比較はできない。

※前計画では施設緑地・地域制緑地を重複してカウントしているが、現状値では重複分を引いたうえで算出。

なお、現状値では農地データがないため、農地の重複については考慮していない。

現状の緑地確保量は約 789ha、町全域の 47% となっています。

なお、前計画策定時の値と現状値では、算出にあたっての設定条件が異なっていることから、単純な比較はできないものとなっていますが、みずほエコパークやシクラメンスポーツ公園など大規模な広場・グラウンドが前計画策定後に整備されているとともに、保存樹林・樹木制度の創設などによるみどりの保全が前計画にもとづいて行われています。



## ② 住民一人当たり目標水準

公園や緑地で都市計画決定されているもの、また、その他宅地開発により設置した公園および緑地等について、前計画では令和2年までに20㎡/人の確保を目標としていました。

前計画策定時（平成9年統計）	前計画で設定した令和2年の目標	現状値（令和3年10月）
都市計画決定された公園（未供用含む）の住民一人当たりの面積 <b>11.1 ㎡/人</b>	住民一人当たりの目標水準 <b>20 ㎡/人</b>  ※計画公園、共用公園の増加見込み面積を統合させ、目標値を設定。	都市計画決定された公園（未供用含む）の住民一人当たりの面積 <b>11.3 ㎡/人</b>
供用開始済みの公園の住民一人当たりの面積 <b>4.6 ㎡/人</b>		供用開始済みの公園の住民一人当たりの面積 <b>5.6 ㎡/人</b>  ※都立野山北・六道山公園の町内開園面積全域を含めた場合 37.8 ㎡/人

※一人当たりの面積は、「瑞穂町都市公園条例」に基づき、町が設置する公園を対象として算出している。  
※みどりの分類・計上方法などの設定条件が異なるため、単純比較はできない。

現状の都市計画決定された公園（未供用含む）の住民一人当たりの面積は11.3㎡/人、供用開始済みの公園面積で見ると5.6㎡/人となっています。

目標値には届かないものの、前計画策定時よりも街区公園の整備が進んだことで、一人当たりの公園面積は増加しています

今後も開発に伴う公園整備のほか、人口減少の影響により、一人当たりの公園・緑地面積は増加すると考えられます。



### ③ 施策の進捗

前計画では、「つくる」「まもり、いかす」「つなげる」「ふやす」「広げるしくみを整える」を基本方針として、14の施策方針と80を超える施策を設定し、みどりのまちづくりを進めていました。

施策方針	施策の進捗状況		
<b>みどりをつくる</b>	完了	実施中	廃止・未着手等
1) 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保	－	3件	－
2) 制度上安定した緑地の確保	－	2件	－
3) 社会通念上安定した緑地の確保	－	－	1件
公園・緑地の確保など6件の施策が設定されており、そのうち5件が現在も実施中となっています。残堀川河川改修にあわせたポケットパークの整備や、狭山池緑地・さやま花多来里の郷の整備など、町民に身近なみどりの整備を進めています。			
<b>みどりをまもり、いかす</b>	完了	実施中	廃止・未着手等
1) 樹林地の保全・活用	1件	3件	6件
2) 樹木・生垣の保全	1件	2件	3件
3) 農地の保全・活用	－	2件	－
保存樹木・樹林制度の制定や農地の保全・活用など18件の施策が設定されており、そのうち2件が完了、7件が現在も実施中となっています。保存樹林等に関する条例を平成14年に制定しているほか、生垣設置に対する補助金制度の導入など制度面での整備を着実に進めています。一方で、平地林の長期安定化方策の検討や維持管理に関する町民参加の推進など社会情勢的に困難となっている施策が未着手となっており、取組内容の見直しが必要となっています。			
<b>みどりをつなげる</b>	完了	実施中	廃止・未着手等
1) 道路の緑化	2件	1件	3件
2) 水辺の保全・活用	1件	1件	2件
歩道設置による道路の緑化や残堀川の緑化など10件の施策が設定されており、そのうち3件が完了、2件が現在も実施中となっています。道路新設に伴う緑化や丸池水源から狭山池に続く歩道の整備など、連続したみどりの整備を進めていますが、親水スポットへの緑化など実施予定のない施策が未着手となっています。			
<b>みどりをふやす</b>	完了	実施中	廃止・未着手等
1) 公共施設緑化の緑化	－	7件	3件
2) 民有地の緑化	－	6件	3件
3) 行政による緑化施策	－	4件	1件
公園・公共施設・住宅地等の緑化や緑化指導の推進など24件の施策が設定されており、そのうち17件が現在も実施中となっています。宅地開発指導要綱*に準じた緑化指導のほか、地区計画*による緑化の推進、文化財保護条例の創設など、みどりをふやすための取組を進めています。			
<b>みどりを広げるしくみを整える</b>	完了	実施中	廃止・未着手等
1) みどりの普及・啓発の推進	－	6件	10件
2) 住民によるみどりのまちづくりの推進	－	3件	3件
3) バックアップの体制づくり	1件	2件	5件
みどりに関する教育の推進や町民参加のしくみづくりなど30件の施策が設定されており、そのうち1件が完了、11件が現在も実施中となっています。自然観察会の実施や散策マップへのみどり情報の掲載などまちのみどりを知ってもらう・ふれてもらうための取組を進めているほか、緑の基金、保存樹林地奨励金制度の創設などを行っています。緑化推進に向けた組織設立やみどりの里親・養子制度の導入など町民との協働による施策の多くが未着手となっています。			



## 2-4. みどりに関する課題

みどりの現状や前計画の進捗状況などをふまえ、瑞穂町におけるみどりに関する課題を機能別に整理します。



### (1) 自然環境に関する課題

#### ■ 都市の骨格を形成するみどり

【みどりの現況】

- 狭山丘陵は、かつて多摩丘陵と続いていたが、古多摩川の浸食により分離され武蔵野台地上で孤立した島のように残った。
- 狭山池から南東に流れる残堀川と北東に流れる不老川の2水系がある。
- みどり率は約51.5%、町内全域のみどり面積は866haである。
- 住民意識調査の『これからの町の緑に対して重要と思うもの』では、「狭山丘陵の自然の保全」への回答が最も多く、その他「家の周りの緑の中から、ごみをなくす」、「公園や公園の緑、街路樹の緑を増やす」への回答も多い。

- ◆みどりの軸となる狭山丘陵や樹林地、まとまりのある農地、河川とその周辺等の保全および連続性の確保が望まれる
- ◆市街地内における将来の都市発展と調和したみどりの保全およびつながりの確保が望まれる

#### ■ 自然環境

【みどりの現況】

- 町中央に位置する狭山神社周辺の樹林地は、カタクリの群生地を形成。
- 身近なみどりを保全するために、「保存樹林地」「保存屋敷林」「保存樹木」を指定して保全を推進。これまで、約13.24haの保存樹林地と30本の保全樹木、16本の保存屋敷林が指定。

- ◆狭山丘陵やカタクリが群生する樹林地、狭山池、残堀川など、貴重な自然環境・生態系の保全と維持管理が望まれる
- ◆保存樹林・樹木の適正な保全と維持管理が望まれる
- ◆老朽樹木の状態調査および植替え・伐採等、今後の対応策が望まれる

#### ■ 歴史的風土

【みどりの現況】

- 町内の散策ルートの一つに、阿豆佐味天神社や圓福寺、残堀川などを巡る『史跡と水を巡る回廊』を位置づけ。
- 阿豆佐味天神社の参道の桜並木は美しく、「みずほ10景」に選定。

- ◆歴史ある神社や池沼、社寺林、屋敷林など、歴史・文化施設や環境と一体となったみどりの保全と伝統の継承が望まれる



## ■ 生活環境

### 【みどりの現況】

- 都市公園が都市緑地を含め 56 か所、121.2ha 整備。
- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「計画的な公園整備および維持管理」「特色ある公園づくり」を位置づけ。

- ◆市街化区域内の公園の適正な配置と既存公園の機能維持・向上とあわせた維持管理の推進が望まれる
- ◆町民の憩いの場のみどりや水辺、農地や樹林地の適切な維持管理が望まれる

## ■ 農地

### 【みどりの現況】

- 令和元年の農地面積は 288ha であり、その 8 割以上が市街化調整区域に位置。
- 町域の約 16%が農地であり、町の北側に茶畑を中心にまとまった農地が広がる。
- 農地面積は年々減少傾向にある。

- ◆農業に対する町民の理解の醸成を通じた、優良農地の保全が望まれる

## ■ 都市環境

### 【みどりの現況】

- みどりの効果・機能の活用したグリーンインフラの整備を推進しており、一定規模以上の開発が行われる場合には、公園（緑地）整備を実施。
- 一定の基準を満たす町道の新設や改修の際は、植樹帯を設け緑化を推進。
- 屋敷林は、北風の遮断や日光の遮断等、寒暖の緩和作用を有し、町北西部に多く分布。

- ◆公共施設の施設や敷地内の緑化の推進が望まれる
- ◆工業地帯や幹線道路沿いの緩衝地帯の緑地の保全および創出が望まれる
- ◆街路樹の適正な配置とともに、まちなかの既存樹木の適正な維持管理が望まれる
- ◆生垣や屋敷林など、民有地内の緑化の推奨とともに適正な維持管理への支援が望まれる

## (2) レクリエーションに関する課題



## ■ みどりとのふれあいの場

### 【みどりの現況】

- 住民意識調査の『町の良好な環境を維持するために大切なこと』では、「豊かな緑と親しめる場を保全（整備）すること」への回答が最も多く、その他「公害による環境悪化を防ぐこと」、「町民・事業者・行政が、相互に連携してまちづくりに取り組むこと」への回答も多い。
- 狭山丘陵などの自然環境資源を巡る回遊性を高めて地域の魅力発信を目指し、「みずほ☆きらめき回廊」と称して、4つのルートを設定。
- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「ふれあい農業の推進」として「農業体験ができる場の創出」や「農業振興のための拠点整備」を位置づけ。

- ◆町内の樹林を活用したみどりと親しめる場の保全・創出が望まれる
- ◆水辺、樹林地内を散策できる遊歩道の活用促進と適切な維持管理の推進が望まれる
- ◆農地を町民農園や体験農園\*等による利用の促進が望まれる



## ■ 日常のレクリエーションの場

### 【みどりの現況】

- 都市公園が都市緑地を含め 56 か所、121.2ha 整備。令和 3 年 10 月時点で住民一人当たりの都市公園・緑地面積は 5.6 m<sup>2</sup>/人。
- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「計画的な公園整備および維持管理」、「特色ある公園づくり」を位置づけ。
- 「瑞穂町都市計画マスタープラン」では、「近隣公園を 1 か所、街区公園を 5 か所、新たに整備」、「市街地の空き地などを利用したポケットパークの整備」を位置づけ。

- ◆市街化区域において、公園の適正な配置が望まれる
- ◆既存公園について、ニーズに合った機能の充実と施設の長寿命化の推進が望まれる

## ■ 広域でのレクリエーションの場

### 【みどりの現況】

- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「民間活力の積極的な導入・検討」として「指定管理者制度の積極的な活用により効果的な運用」、「PPP/PFI 活用の検討」、「地域資源の充実・活用」として「狭山丘陵について周辺自治体と連携し観光施策をすすめる」を位置づけ。

- ◆狭山丘陵（野山北・六道山公園）等を観光資源として、活用の促進が望まれる
- ◆民間活力も活用した公園の管理体制の構築が望まれる

## ■ みどりのネットワーク（回廊）

### 【みどりの現況】

- 町内の散策ルートの一つに、阿豆佐味天神社や圓福寺、残堀川などを巡る『史跡と水を巡る回廊』を位置づけ。
- 「第 5 次瑞穂町長期総合計画」では、「地域資源の充実・活用」として「みずほ☆きらめき回廊の推進」を位置づけ。

- ◆「みずほ☆きらめき回廊」を巡るネットワーク（回廊）の整備が望まれる

## （3）防災に関する課題



## ■ 自然災害への対応

### 【みどりの現況】

- 町に甚大な被害を及ぼす地震は立川断層\* 帯地震と想定され、同地震が発生した場合、町のほぼ全域で震度 6 強から震度 7 の揺れが予測されている。液状化は、主に狭山丘陵の谷内で想定されているが、危険度は「低い」と予測されている。
- 町で発生する風水害は梅雨前線、台風等の水害が多く、過去の水害は残堀川からの溢水が多い。近年では内水氾濫による被害が増加しており、被害発生地区は広範囲に渡る。
- 土砂災害警戒区域\* は 42 か所指定され、うち 34 か所に土砂災害特別警戒区域\* が指定されている。
- 「瑞穂町都市計画マスタープラン」では、「狭山丘陵を中心とする緑地ゾーンと田園ゾーンにおいては、緑地の保全をはかり、都市防災緑地としての機能の形成をはかる」と位置づけ。

- ◆土砂災害警戒区域周辺の安全性の向上が望まれる
- ◆溢水による内水氾濫の防止に向けた町内河川の早期改修が望まれる



## ■ 避難体系

### 【みどりの現況】

- 指定緊急避難場所は5か所、指定避難所は9か所、広域避難場所等は11か所、一時避難場所は2か所、二次避難所は2か所が指定。
  - 町内の緊急道路障害物除去路線※は以下の路線が指定。
    - ・国道16号 ・都道166号瑞穂あきる野八王子線
    - ・主要地方道5号新宿青梅線（青梅街道・新青梅街道） ・主要地方道44号瑞穂富岡線
    - ・都道163号羽村瑞穂線 ・町道3号線 ・町道7号線
- ※：緊急交通路、緊急輸送路等を確保するため、震災時に当該路線の路上障害物の除去および陥没、亀裂等の応急補修を優先的に行う路線。

- ◆広域避難場所や一時避難場所となる公園のみどりなど、園内の適正な管理と防災・減災機能の強化および、避難路等で道路機能の維持・発揮できるようみどりの適正な管理が望まれる
- ◆安全性と緑化の面から、倒壊の危険性の高いブロック塀の生垣への変更が望まれる

## ■ 都市構造

### 【みどりの現況】

- 「瑞穂町地域防災計画」では、「地震による出火場所が木造住宅密集地である場合は、延焼して多くの建物が焼失する可能性がある」、また、「災害に強い都市づくり」として「延焼遮断帯の想定」をそれぞれ位置づけ。
- 「瑞穂町都市計画マスタープラン」では、「市街地の農地は、環境、防災などの多面的機能をもつ都市空間の形成に資する資源として保全に努める」と位置づけ。

- ◆残堀川等において、親水性の高い水辺空間の創出が望まれる
- ◆火災延焼の遮断機能の発揮に向け、公園や農地等のオープンスペースの確保が望まれる

## （4）景観に関する課題



## ■ 自然景観

### 【みどりの現況】

- 町の代表的な自然的景観は狭山丘陵であり、古多摩川が形成した扇状地内に川の中州のように存在する丘陵で、「緑の孤島」と例えられている。
- 中央に位置する狭山神社周辺の樹林地は、カタクリの群生地となっている。
- 長岡長谷部地区の良好な茶畑風景ほか、栗原や長谷部、下師岡の新田地区にみられる整然な短冊状の地割りが良好な田園景観を形成。
- 空気の澄んだ日には、町内の各所から富士山の壮大な眺望が望める。
- 六道山公園が新東京百景\*、狭山池公園が多摩川50景\*に選定。

- ◆狭山丘陵や平地の樹林地等のみどりを軸とした自然景観の保全・管理が望まれる
- ◆町民が憩える狭山池公園や六道山公園等のみどりの拠点の継続した保全・管理が望まれる
- ◆水田や畑地など、短冊状の地割りが残る田園景観の保全が望まれる



## ■ 歴史景観

### 【みどりの現況】

- 多くの文化財や神社、仏閣などの歴史的建造物や鎮守の森など、多くの歴史的景観が残る。
- 一部の河川には、昔ながらの趣がある石積み護岸や石積み擁壁がみられる。
- 耕心館は、武蔵野の旧家の佇まいを残し、屋敷林に囲まれた歴史と文化を感じさせる景観を形成。

- ◆文化財や歴史建造物と一体となったみどりの保全が望まれる
- ◆河川・水路の石積み護岸や擁壁、伝統的な屋敷林・鎮守の森の保全・管理が望まれる

## ■ 都市景観

### 【みどりの現況】

- 平成 17 年に建替えられた箱根ヶ崎駅舎や駅前広場は町の顔としての景観を有する。
- スカイホールは時計塔がみどりに囲まれた文化拠点であり、眺望点としても優れている。

- ◆町の玄関口である駅前良好な景観の創出と適正な維持管理が望まれる
- ◆スカイホールを中心とした都市景観の修景、町のシンボルとなる景観向上が望まれる
- ◆市街化区域での建築物等の秩序ある街並みの形成が望まれる

## ■ 景観眺望の場

### 【緑の現況】

- 町は狭山丘陵からの眺望景観や素晴らしい自然的景観を有し、神社仏閣などの歴史的景観やまちのランドマーク的な都市景観など、多岐にわたる良好な景観を有している（みずほ 10 景）。

- ◆富士山をはじめとした山並みなど、眺望が良好な視点場の整備や P R が望まれる

## (5) 生物多様性に関する課題



## ■ 生物多様性の確保

### 【みどりの現況】

- 狭山丘陵は侵食谷が無数に発達し、起伏に富んだ地形が自然の多様性を形成。
- 狭山丘陵の植生は、常緑広葉樹林帯と落葉広葉樹林帯の両植物が生育。
- 町内では、自然豊かな狭山丘陵を中心に 880 種以上の生物と 450 種以上の植物を確認。
- 狭山丘陵以外にも狭山池公園では多くの水鳥や水生生物を見ることができ、点在する平地林や屋敷林では多くの植物や昆虫類、鳥類などを確認。

- ◆狭山丘陵や平地の樹林地の植物群落の保全と適正な管理が望まれる
- ◆樹林地や農地、水辺・水中など、多様な動植物の生息・生育空間の保全が望まれる
- ◆動物の移動経路となるみどりの連続性・ネットワークの確保が望まれる

